

# 保険医療費とは別に実費徴収できる料金表

令和7年4月1日

## 診療の給付と直接関係ないサービス

- ①日常生活上のサービスに係る費用
  - ア. おむつ代、尿とりパット代、腹帯代、T字帯代
  - イ. 病衣貸与代（手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く）
  - ウ. テレビ代
  - エ. 理髪代
  - オ. その他
- ②公的保険給付と関係ない文書の発行に係る費用
  - ア. 証明書代  
(例) 産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書、生命保険等に必要な診断書等の作成代
  - イ. 診療録の開示手数料（閲覧、写しの交付等にかかる手数料）
  - ウ. 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料
  - エ. その他
- ③診療報酬点数上実費徴収が可能なものとして明記されている費用
  - ア. 在宅医療に係る交通費
  - イ. 薬剤の容器代（ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする）
  - ウ. その他
- ④医療行為であるが治療中の疾病または負傷に対するものではないものに係る費用
  - ア. インフルエンザ等の予防接種、感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与
  - イ. 美容形成（しみとり等）
  - ウ. 禁煙補助剤の処方（ニコチン依存症管理料の算定対象となるニコチン依存症（以下「ニコチン依存症」という）以外の疾病について保険診療により治療中の患者に対し、スクリーニングテストを実施し、ニコチン依存症と診断されなかった場合であって、禁煙補助剤を処方する場合に限る）
  - エ. 治療中の疾病又は負傷に対する医療行為とは別に実施する検診（治療の実施上必要と判断し検査等を行う場合を除く）
  - オ. その他
- ⑤その他
  - ア. 保険薬局における患者への調剤した医薬品の持参薬及び郵送代
  - イ. 保険医療機関における患者等への処方箋及び薬剤の郵送代
  - ウ. 日本語を理解できない患者に対する通訳料
  - エ. 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代
  - オ. 患者都合による検査のキャンセルに伴い使用することのできなくなった当該検査に使用する薬剤等の費用（現に生じた物品等に係る損害の範囲内に限る。なお、検査の予約等に当たり、患者都合によるキャンセルの場合には費用徴収がある旨を事前に説明し、同意を得ること）
  - カ. 画像・動画情報の提供に係る費用（区分番号「B010」診療情報提供料(Ⅱ)を算定するべき場合を除く）
  - キ. 公的な手続き等の代行に係る費用
  - ク. その他

## 療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの

- ①手技料等に包括されている材料やサービスにかかる費用
  - ア. 入院環境等にかかるもの（例）シーツ代、冷暖房代
  - イ. 材料にかかるもの（例）衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代）
  - ウ. サービスにかかるもの（例）医療法等において設置が義務付けられている相談窓口での相談
- ②診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上行った場合の費用
- ③新薬、新医療機器、先進医療等にかかる費用
  - ア. 薬事法上の承認前の医薬品・医療機器（治験にかかるものを除く）
  - イ. 適応外使用の医薬品（選定療養を除く）
  - ウ. 保険適用となっていない治療方法（高度先進医療および先進医療を除く）
- ④その他  
なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理」等のあいまいな名目での費用の徴収は一切認められません。